

おこっぺ



町の花ハマナス



町の木ナナカマド

議会だより

第154号

平成30年11月15日

発行／☎098-1692 紋別郡興部町旭町 興部町議会

TEL (0158) 82-2135
FAX (0158) 82-2990

編集／議会広報特別委員会



興部町仲良しチョンボ会

第3回町議会定例会 P2～3

総務社会常任委員会所管事務調査報告 ... P4

産業建設常任委員会所管事務調査報告 P5

道内行政視察報告・議員活動報告 P6～7

興部町議会基本条例の制定・編集後記 P8～10

平成30年 第3回 町議会定例会のあらまし

平成30年第3回定例会は、9月11日(火)開会され、町長の行政報告、承認1件、議案6件、認定1件、同意1件、報告2件、発議2件、計13案件が審議されました。

町長行政報告

北海道胆振東部地震に伴う全町停電への対応

9月6日の午前3時8分に北海道地方では過去最大の震度7を記録した地震の発生により、全道で295万戸が停電するとともに、土砂災害や断水などの大きな被害をもたらしました。当町でも約25時間にわたって全町で停電が続き、住民生活等に多大な影響を及ぼしました。町といたしましては、深夜の停電への不安を解消するため、広報車の巡回による町民への情報提供、自主避難所の開設、自治会を通して災害弱者の避難周知などの対応・対策を行いました。幸いにも7日午前4時過ぎに停電の解消が始まり、7日午前中には全町で停電が解消されましたが、長期停電時における対応に課題もみうけられたことから、今後の対応・対

策について検討していきま

平成30年度 興部町防災訓練

毎年実施しています防災

訓練については、昨年は土砂災害を想定した大規模な訓練を実施しました。本年度については10月16日(火)の実施に向けて調整中です。訓練の内容については大雨による興部川の氾濫を想定した住民の避難訓練及び消防団による水防訓練を実施するとともに、網走気象台から講師を招き、最近の気象に関する講演を行う計画しているところで訓練の詳細が決定したら広報等により住民への周知を実施し、多くの町民の方々の参加を願います。

農作物の作況

本年の1番牧草は、6月上旬までは、天候及び気温にも恵まれ、平年より3日早い生育でしたが、その後

幅に遅れました。2番牧草についても、1番牧草の収穫遅れとその後の天候不順により、8月30日現在で、平年より4日遅い生育となっています。

また、飼料用トウモロコシについては、牧草と同様に天候の影響を受け、平年の草丈240cmに対し、平均で162cmと極端に低く、生育は平年より7日遅れとなっています。

生乳生産の状況

8月31日現在、3万7千736tで、計画対比100・6%、前年対比101・1%となっています。

林業関係の状況

本年度計画していた造林地の下刈については事業を完了し、間伐・植栽工事については沙留地区保安林の開伐工事を発注済で、40%の進捗状況です。今後は宇津地区及び富丘地区の植栽工事の発注を予定しています。

漁業生産の状況

8月末現在、全体水揚量は9千328tで、前年同期比430tの増となっています。主な漁獲量については毛ガニ漁では計画対比55%の53tで、管内全体で不漁となり、漁獲許容量に到達せずに7月25日に漁を終えています。ホタテ漁は計画対比77%の1万912t、前年同期比2千979tの増であります。

また、マス定置網漁は7月24日に水揚げが開始され、前年同期比103t増の141t、サケ定置網漁9月4日より水揚げが開始され、漁獲量及び価格ともに、今後の好漁を期待するところです。

建設工事の発注状況

9月1日現在、土木・水道工事、建築工事とも予定工事は全て発注済みです。

一般会計補正予算 (第2号)

補正額は5億8千81万円を追加し、総額53億6千274万円とし、原案どおり可決した。

歳出の主なもの

- 会計年度任用職員制度導入支援業務委託料 216万円増
- 介護職員初任者研修業務委託料 140万円増
- 合併処理浄化槽設置事業補助金 280万円増
- 畜産・酪農収益力強化特別対策事業補助金 5億7千531万円増
- 興部町小規模事業者開業支援補助金 160万円増

特別会計補正予算

特別会計2会計で補正予算が提案され、原案どおり可決した。

- 興部町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第2号)

補正額は491万円を追加し、総額5億7千786万円とした。

補正内容は、平成29年度分療養給付費等負担金清算による返還金の増額等。

○興部町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
補正額は、941万円を追加し、総額3億923万円とした。

補正内容は、平成29年度介護給付費清算による還付金の増額及び短期集中予防サービス委託料の増額等。

制定・改正された 条例

- 興部町議会基本条例の制定
- 興部町立保育所条例の一部を改正する条例
- 興部町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 興部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

報告された案件

- 平成29年度普通会計等財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告
- 平成29年度興部町一般会計予算継続費精算報告書の報告

教育委員会委員の 任命

任期満了に伴い、再度、櫻木トモ枝氏を任命同意した。

意見書の採択

- 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
提出者 前田 義雄議員
賛成者 阿部 昭一議員
賛成者 藤渡 昭博議員
賛成者 竹内 清議員
・森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定を図る。更

平成29年度 各会計歳入歳出決算認定

平成29年度興部町各会計決算認定は、議員全員による決算審査特別委員会が設置され、委員長に小泉優子委員、副委員長に阿部昭一委員を選出した。同委員会は、9月11日、13日の二日間にわたり全体会議方式で詳細に審査を行い、採決の結果、原案どおり認定した。

議会の動き

平成30年8月14日以降	魚霊祭・海上遭難者供養及び灯笼流し
8月14日	興部高等学校間口対策協議会
24日	遠紋地区市町村議会議員パークゴルフ大会
25日	議会全員協議会
27日	第1回広域紋別病院企業団議会臨時会
28日	網走地方森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会総会
30日	議会運営委員会第3回町議定会例会(1日目)
9月6日	議会広報特別委員会
11日	決算審査特別委員会(1日目)
12日	興部町敬老会
13日	決算審査特別委員会(2日目)

所管事務調査報告 総務社会常任委員会

総務社会常任委員会は、7月24日リハビリ特化型デイサービスカラダラボ紋別を視察しました。運営は有限会社ラボジャパンで5年前に開業しています。

リハビリに特化したデイサービスとして理学療法士の大学教授がアドバイザーとなつています。

利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活動作及び機能訓練を行つています。施設は広さが約28畳ほどあり、旧店舗を改装したものです。身体機能向上のため、機械器具なども設置し、1日20名（8月より23名）を受け入れていきます。利用者個々に合った計画を設定し、午前3時間、午後3時間トレ

ニングを行つています。利用者の皆さんはとても楽しんで身体を動かしたり、ベッドの上で電気治療をしています。

施設では利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の精神的負担の軽減を目的とし、全職員8名で活動し、興部町からも14名の利用者がいて、施設では紋別市内、興部町内の利用者の送迎を行つています。

食事、入浴は無く、介護保険対応で利用者の自己負担金は少なく、毎日利用から週一回の利用まであり、興部町では土曜日、午前9時30分から11時30分まで興部町老人福祉センターにおいて出張リハビリを実施、毎週19名が利用しています。

興部町内でこのようなデイサービスが実施されると町内のみならず、雄武町や、西興部村からの利用者もあるのではないかと思います。今後、興部町内でも考えて

みても良いのではないかと思います。

（記…総務社会常任委員会
委員長 小泉優子）



21日	20日	16日	15日	11日	9日	6日	4日	3日	10月2日	28日	25日	21日	14日
巡視船そらち就 記念式典	滝上110年祭	興部町防災訓練	北海道町村議会 議長会事務局長 事務研究会	全国木のまちサ ミットinつべつ	遠紋地区市町村 議会議長会道内 行政調査	札幌おこっぺ故 里会総会・懇親 会	乳牛感謝祭並び に牛馬祭	道内行政視察	合同常任委員会	紋別地区消防組 合議会臨時会	遠紋地区町村議 会事務局長事務 研修会	病院企業団議会 定例会	第3回町議会定 例会（4日目） 議会全員協議会 第2回広域紋別 病院企業団議会 定例会

所管事務調査報告 産業建設常任委員会

産業建設常任委員会は、7月18日に、町の基幹産業の一つである漁業の柱となつてゐるほたて漁の現地（操業）視察をしてきました。

オホーツク海のほたて漁は、平成26年冬、低気圧に伴い相次いだ大時化の影響で深刻な被害を及ぼしましたが、昨年で町の低気圧被害ホタテ貝漁場復旧対策事業も終わり今年からやっと回復したところです。

視察は、沙留港から出港し、沙留漁協鈴木参事とほたて貝漁業生産部会松山部会長により稚貝採苗から出荷までの稚貝養殖について説明を受けながら本操業場所へ向かいました。各船が八尺を投入する所から取り入れ選別と休みなく働く姿

を見ながら乗組員の皆さんの逞しき、機敏さ、大変さに感動しました。

視察中、本年度は水揚げ計画1万4千トンに対し、7月11日現在で4千761トン、平均単価109・6円で金額は5億2千193万3千円であることや、平成14年から昨年までのオホーツク管内のほたて貝水揚げ数量、金額の推移の説明を受けた後、ほたて乗組員不足が深刻化している現状等の問題についても相談を受けました。安心して働ける環境、乗組員の家族が安心して暮らせる町づくりも今後の課題です。

帰港前に沙留港水産流通基盤整備事業の中の東護岸新設工事状況を沖側（海側）より視察し説明を受

け、帰港後、新上架施設を見学しました。新施設は12月より稼動しライトアップもするそうです。町の新名所になると良いですね。

最後に、ほたて船団の安全操業と今後ますますの大漁をお祈りいたします。また、船を出してください



つた第三十一正福丸船主の岩淵正敏様、船長の岩淵正照様、誠に有難うございました。

（記）産業建設常任委員会
委員 竹内 清



役披露式

23日 議会全員協議会

24日 才ホーツク町村議会議長会正副会長会議・役員会

24～25日 才ホーツク圏活性化期成会北海道要望（秋季）

25日 議会広報特別委員会

29日 沙留漁港船巻施設安全祈願祭

30日 議会運営委員会第1回町議会臨時会

31日～ 高規格幹線道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会中央要望（秋季）

2日 ほたて貝漁業切上直会

5日 議会広報特別委員会

11日 沙留保育所お遊戯会

道内行政視察報告

美瑛町 社会福祉法人

「美瑛慈光会」行政視察報告

「美瑛慈光会」は、特別養護老人ホームと小規模多機能型居宅介護施設や短期入所生活介護などの数事業所とグループを組み、高齢者や身障者のケアを行っている社会福祉法人です。この「美瑛慈光会」は昭和52年に開設し、その後平成18年の制度改正よりサテライト特養の仕組みが出来たことにより各種の介護施設と密接に連携を取り、要介護3～5までの介護しか出来なかつたサービスを、現状、要支援1～2、要介護1～5までの全てのサービスを施設の垣根を越えて行っている社会福祉法人です。美瑛町内の小さな集落にも必ず1件の施設を置き、「ふれあいの場」としての機能も併せ持ち、「通い」「宿泊」「訪問」を使っている。いろいろな困ったに対し、一人一人の思いや生活スタイルに合わせて柔軟に支えています。興部町に「さけり」でたびたび訪問している理事長は、「興部町には「高齢者住宅」と「高齢者支援生活センター」があることは知っている。これを上手に活用し、小規模多機能型事業所を合わせることで特別養護老人ホームが無くて「美瑛慈光会」のような態勢づくりが可能である。」とのお話でありました。数年後には高齢者の割合がピークに達し、その後は徐々に減って行くことが予想されるが、夫婦の一人に先立たれた高齢者の56

%が独居であるという現実があり、それらをどの様にサポートしていくかが「総合的町づくり」であり「全員野球」での体制づくりであると思います。興部町で「働き」「貢献」した介護や生活支援が必要になった高齢者を、施設がないという理由で近隣の町村に押しつけてしまう「今の体制を変えていかなければならない」と考えさせられた視察でありました。

(記…総務社会常任委員会
副委員長 佐藤 吉春)



南幌町

「稲わらペレットを利用した地域循環システム」について行政視察報告

10月2日に南幌町の稲わらペレットを利用した地域循環システムについて、視察をしました。町の総面積の65%を占める水田の副産物である稲わらに着目し、有効活用を図り化石燃料に代わる新エネルギーとして、稲わらをペレット化し燃料として用いることで、

二酸化炭素の削減と地域循環社会の形成を目指す取り組みが始まりました。平成23年には、なんぼろ温泉にペレットボイラーを導入し、実証実験を行い多くの課題も見つかりました。稲わらだけでは総発熱量が木質ペレットに比べ低く、灰分も多く木質ペレットとの

た、この様な取り組みが広がりを見せることと思いません。

(記) 産業建設常任委員会
委員長 藤渡 昭博

混焼が有効であり、そのため木質ペレットと1対1の割合で混合して燃焼してします。燃焼灰は融雪剤として利用し、一応、稲わらペレットを利用した地域循環システムは構築されましたが、稲わらペレットを燃焼できるペレットストーブ、小型ボイラーの開発も余り進まず、なによりもコストが高く、A重油の価格が1ℓ120円以上でないとなかなか経済的には合わず、実用化に向けては、まだ多くの問題を抱えています。

興部町に於いても、地球温暖化の防止や循環型社会の形成を目指した取り組みとして、家畜排せつ物バイオガス発電施設「興部北興バイオガスプラント」を平成28年より稼働しています。本年からはそこで出来た消化液を家庭園芸の肥料として町民に販売しています。これからも地域の特色や産業を生かして



議員活動報告

議会全員協議会

議長 山川 孝義

8月27日、9月14日協議会を開催し理事者及び所管課から説明を受け、質疑を行った。

8月27日

○会計年度任用職員制度の導入について

○幼保一体化の推進について

○興部町介護職員初任者研修の実施計画について

○北オホーツク農協「出資型生産法人」の設立計画について

○産業振興支援施策について

・「(仮称)興部町酪農業振興支援条例(案)」について

・小規模事業所等起業支援制度(案)について

・9月補正予算について

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター)について

機構集積協力金交付事業について

9月14日

○興部中学校2階トイレの改修について

議会運営委員会

委員長 佐藤 吉春

9月6、13日委員会を開催し次の事項について審議した。

9月6日

○平成30年度第3回議会定例会について

9月13日

○平成30年度第3回議会定例会について

主役はあなたです!

議会を傍聴してみませんか

○次回定例会は12月です○

手続きは、傍聴者名簿に住所・氏名を記入するだけ

興部町議会基本条例の制定

平成 30 年度第 3 回興部町議会定例会において興部町議会基本条例を議員提案により提出し、可決されました。興部町議会基本条例は、前文と 9 章立てで構成されています。

・ ・ ・ 興部町議会基本条例 ・ ・ ・

①

会及び議員の活動の活性化を進める上で、必要な議会運営の基本を定め、町政の情報公開と町民参加の町づくりを基本とし、興部町の持続的で豊かな町づくりに寄与することを目的とする。

第 2 章 議会の役割

(議会の役割)

第 2 条 議会は、町民の代表から構成される町の団体意思の決定機関である。

2 議会は町の議事機関であり、条例の制定及び改廃、予算の議決、決算の認定並びに行政活動の監視をする権限を有する。

第 3 章 議会及び議員の活動

(議会活動の原則)

第 3 条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会は、公平性及び透明性を確保するとともに、町民に開かれた議会を目指す。
- (2) 議会は、議決責任を深く認識し、町民に対して積極的な情報公開に取り組むとともに、説明責任を果たす。
- (3) 議会は、自由闊達な討議を行い、町政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努める。
- (4) 議会は、把握した町民の多様な意見を基に政策提言、政策立案等の強化に努める。
- (5) 議会は、町民本位の立場から、適正な町政運営が行われているかを監視し評価する。

(議員の活動原則)

第 4 条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議員は、議会が言論の場であること、及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじること。
- (2) 議員は、町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め不断の研鑽によって、町民全体の代表者としてふさわしい活動を行うこと。

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条)

第 2 章 議会の役割 (第 2 条)

第 3 章 議会及び議員の活動 (第 3 条・第 4 条)

第 4 章 町民と議会との関係 (第 5 条)

第 5 章 町長等と議会の関係 (第 6 条 - 第 8 条)

第 6 章 議員間による自由討議 (第 9 条)

第 7 章 議会及び議会事務局 (第 10 条 - 第 12 条)

第 8 章 議員定数、議員報酬及び議員の政治倫理 (第 13 条 - 第 15 条)

第 9 章 条例の位置付けと議会及び議員の責務 (第 16 条 - 第 18 条)

附則

興部町民 (以下「町民」という。) から選挙で選ばれた議員により構成される興部町議会 (以下「議会」という。) は、町民の代表機関である。

二元代表制は、議会と興部町長 (以下「町長」という。) がともに町民の信託を受け、議会は多数による合議制の機関として、町長は独任制の機関として、相互に緊張関係を維持しながら、政策をめぐる立案・決定・執行・評価 (監視) において活発な討議を行い、論点、争点を明確にし、これまで以上に公平、公正、透明な議会運営を推進し、町として最良の意思決定を導く共通の使命と責務を達成するために、私たち議会は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法律」という。) の本旨に基づき町民の負託に的確に応えるため町民の福祉の向上と、民主的な町政の発展に寄与するため本条例を制定し、もって、未来に向けた新たな価値の創造に不断の努力をかさね、町民の多様な意見を反映できる議会づくりを進める。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、町民に身近な議会として、議

③

政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を分かりやすく明らかにすることを求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較
- (4) 基本構想及び総合計画との整合性
- (5) 政策等の実施にかかわる財源措置
- (6) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案等を審議するに当たり、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価を行い、その結果を町民に情報として公開する。

3 議会は、予算及び決算の審議に当たっては分かりやすく施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう求めることができる。

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

第8条 議会は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、法に定めるもののほか、議会と町長等とともに町民に対する責任を担うため、町政にとって重要な政策等について、議会の議決すべき事件として、別に条例で定める。

第6章 議員間による自由討議

(討議による合意形成)

第9条 議会は言論の府であり、議長は、議員相互の自由な討議により、合議を形成する場であることを強く認識し運営しなければならない。

2 議会は、議員提出案件及び町長提出案件を検討審議し結論を出す場合、議員相互の十分な討議を経た合意形成に努め、その経過及び結果について町民に情報を公開し、その内容説明を行うものとする。

第7章 議会及び議会事務局

(議会事務局の体制)

第10条 議会事務局は、議会及び議員の政策等の提案機能、立法機能、監視機能、調査機能及び法務機能を高めるため、議会事務局の機能強化に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上に資する研修の充実効果を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第12条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会

②

(3) 議員は、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動を行うこと。

第4章 町民と議会との関係

(町民と議会との関係)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開と説明責任を十分に果たし、町民と互いの情報を共有し、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、各委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴人制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけ、その審議においては必要に応じ、提案者の意見を聞く機会を設けなければならない。

4 議会は、町民との意見交換の場を多様に設けて、町民の意見を聴取し、議会の政策形成・議会運営の改善に資するものとする。

5 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報で公表するなど、議員の活動に対して町民の評価が的確にされるよう情報の提供に努めるものとする。

6 議会は、町民が議会活動に参加し、議会との連携を高め、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を少なくとも年1回開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとする。

第5章 町長等と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第6条 議会審議における議員と町長、その他執行機関及びその補助職員（以下「町長等」という。）との関係は、次に掲げるとおりとし、議会は、町長等との緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 議会は、町長等との立場及び権能の違いを踏まえ議会活動を行う。

(2) 議員は、町長等に対する質問について、広く町政の課題に関する論点及び問題点を明らかにするために、一問一答方式又は一括質問方式で行う。

(3) 本会議又は委員会に出席した町長等は、議員から質問及び質疑を受けたときは、その論点を整理するために、答弁に必要な範囲内で、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し発言の趣旨、内容の確認をすることができる。

(町長による政策形成過程の説明)

第7条 議会は、町長が提案する政策等について、

⑤

議会及び議員は、この条例を遵守する責務を負う。

- 2 議会及び議員は、議会に関する法律や他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例の定める理念や原則に照らし判断しなければならない。

(議会及び議員の責務)

第17条 議会及び議員は、この条例に定める理念、原則に基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を適正に運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(条例の見直し)

第18条 議会は、一般選挙後、任期開始のできるだけ早い時期に、この条例の目的が達成されているか等の評価について、議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会の条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

④

独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

第8章 議員定数、議員報酬及び議員の政治倫理

(議員定数)

第13条 議員定数は、条例で別に定める。

- 2 議会は適正な議員定数について、必要に応じて調査検討を行う。

(議員報酬)

第14条 議員報酬は、条例で別に定める。

- 2 議会は、適正な議員報酬について、必要に応じて調査検討を行う。
- 3 議員報酬の改正に当たっては、興部町特別職報酬等審議会の答申を尊重する。

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、町民の負託に応えるため、高い倫理性を自覚し、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民の疑惑を招くことの無いように、努めなければならない。なお、議員の政治倫理等に関する必要な事項は、要綱で別に定める。

第9章 条例の位置付けと議会及び議員の責務

(最高規範性)

第16条 この条例は、議会運営の最高規範であり、

⑤へ

編集後記

このたびの北海道胆振東部地震の被害を受けられた全ての皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

町民の皆様も停電で大変な苦労をしたと思います。興部町は他の市町村に比べ被害の少ない町ですが、災害の起こらない街は無いと意識し、いつ起こるか分からない自然災害等と隣り合わせで暮らしているという意識を持ち、万が一の事態に備えておく必要があると改めて考えさせられました。また、台風も大型のまま北海道に上陸、接近し地球の環境変化にも注意、関心を持って暮らしていきましょう。

停電の一晚、皆さんは何を考え学んだのでしょうか。電気のありがたさ、そして不向き、星の美しさ、宇宙の神秘。この経験の一つでもいいので一人ひとり大事にしたいものです。

(記…広報特別委員会)

委員 竹内 清

広報委員長	藤渡 昭博
委員	阿部 昭一
委員	佐藤 吉春
委員	竹内 清
議会事務局長	斉藤 英之
議会事務局主査	八木 実央

